



水道料金を統一します

4月使用分から新料金になります

水道料金については、合併前の旧市町の料金体制のままですが、今年4月の使用分から水道料金を統一します。
新しい料金での支払いは、検針が偶数月の地域では6月期分から、奇数月の地域では7月期分となります。皆様のご理解とご協力をお願いします。

水道料金の統一の経緯

平成17年3月22日に旧1市3町が合併し、水道事業については、長門・油谷地区の上水道事業と俵山・三隅・日置地区の簡易水道事業を包括して地方公営企業法の適用を受け、企業会計方式により経営を行っています。
市民生活に密着したライフラインでありながら、それぞれ異なっていた水道料金については、法定合併協議会において「新市移行後3年を目標に統一し、賦課徴収等については」料金統一時に調整する」としてまいりました。
このことを受け水道課では、平成20年4月1日新料金の統一に向け、組織の改

変（行政改革・職員定数の削減）や各事業の見直しによる効率的・継続的な建設改良計画（長門市水道事業中期健全化計画）の策定などを行い、水道事業経営の合理化に取り組んでまいりました。
水道料金の統一と改定については、各

地域を代表した委員12名で構成された「長門市水道料金検討懇話会」を設置し、水道事業経営の健全化を最重要とする事を前提に議論をいただきました。
懇話会の意見集約として「合理的経営を前提に適正な料金体系に基づく水道料金の統一を図り、財政面と設備投資面での均衡を取りながら、地方公営企業として健全な水道事業経営に努める事を望む」

とする「意見書」が提出されました。水道課では、懇話会の意見・要望を尊重して、合併に伴うサービスの平準化としての料金統一、併せて新長門市水道事業長期的事業計画に基づく適正な事業経営を目的とした料金改定案を策定しました。この料金改定案は、昨年9月議会定例会において可決されました。

「長期的事業計画」のあらまし

基本的には、合併前の旧市町にあった事業計画を引き継ぎますが、大河内川ダム建設負担金（山口県との共同施行）、湯本地区新配水池建設事業、深川川新取水場整備および浄水場管理棟建設事業、未給水地域管網整備、仙崎三上山配水池老朽化対策、俵山簡易水道ろ過施設老朽化対策、油谷大迫新配水池建設事業など多くの大型事業が直面しています。
また、各地区での老朽化する配水管を年次的、計画的に布設替を行うこととしています。

水道料金改定の主旨

効率的な事業運営と

安定的経営を目指して、

「長門市水道事業中期健全化計画」を指針として、事業体力に合った効果的建設改良計画の策定、施設の適正な維持管理体制等の施策を積極的に推進し、効率的な事業運営と経営の安定化を図りながら、少子高齢化に伴う給水人口の減少、あるいは節水意識の高まり、また、景気の低迷等による水需要における将来予測や有収水量の推移から想定すると、現行の料金体系では経営が困難となることから、平成17年度決算に対して7.5%増の料金改定を行うことになりました。
この新料金につきましては、平成20年4月1日以降の水道使用分から適用させていただきます。

水道課では、皆様にもこれからの安心してご使用していただける水道水を供給していけるよう取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。

料金統一のポイント

2ヵ月検針に変わります

奇数月検針（5・7・9・11・1・3月）
偶数月検針（4・6・8・10・12・2月）
通・仙崎・日置・油谷地区

長門地区はこれまでと変わりませんが、三隅・日置・油谷地区については、これまでの1ヵ月検針から2ヵ月検針となり、上・下水道料金の徴収についても、1ヵ月徴収から2ヵ月徴収となります。
1ヵ月検針と2ヵ月検針では、それぞれに利点・欠点がありますが、県下全市において2ヵ月検針を実施しており、行政コスト削減の効果が大きい事などから総合的に判断したものです。

新しい料金の適用

新しい料金は、同じ給水栓を継続的に使用している利用者については、今年4月1日以降の使用分から適用し、6月分以降の支払いからとなります。

納入期限が変わります

納入期限は、上下水道料金を請求した月の翌月10日となり、口座振替の人は請求した月の同月26日となります。
ただし、10日および26日が土・日・祝日の場合はその翌日となります。

長門市役所 水道課

TEL 23-1169

新・水道料金表 (単位：円/消費税抜き)

口径別 (一般)	基本水量 (1月あたり)	基本料金 (1月あたり)	超過料金 (1m³)
13 mm	10 m³	1,000	126
20 mm		1,440	
25 mm		2,140	
30 mm		4,540	
40 mm		5,000	
50 mm		7,100	
75 mm		15,000	
100 mm		24,300	
150 mm	53,740		

計算例 (2ヵ月分請求額)

一般家庭 口径 13 mm で、使用水量 46 m³ では … ?
基本水量 20 m³ 超過水量 26 m³

基本料金 使用月数 単価 超過水量 消費税分
 $(1,000 \text{ 円} \times 2 \text{ ヵ月} + 126 \text{ 円} \times 26 \text{ m}^3) \times 1.05$
 $= 5,539.8 \text{ 円}$ (10円未満の端数を切り捨て)
 $\approx 5,530 \text{ 円}$

湯屋用、船舶用、消火兼用栓または消火栓に使用の場合は、別料金となります。また、左表により算定された額に 10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てます。

水道料金新旧対照表

(単位：円/2ヵ月あたり/消費税込)

使用水量 (m³)	13 mm					20 mm				
	新料金	旧長門	三隅	日置	油谷	新料金	旧長門	三隅	日置	油谷
0~20	2,100	1,840	2,310	2,420	2,940	3,020	2,680	2,520	2,420	3,045
25	2,760	2,380	2,890	3,000	3,620	3,680	3,220	3,100	3,000	3,730
30	3,420	2,910	3,465	3,580	4,725	4,340	3,750	3,675	3,580	4,830
35	4,080	3,450	4,040	4,160	5,620	5,000	4,290	4,250	4,160	5,720
40	4,740	3,990	4,620	4,740	6,510	5,670	4,830	4,830	4,740	6,615
45	5,400	4,520	5,200	5,320	7,400	6,330	5,360	5,410	5,320	7,510
50	6,060	5,060	5,775	5,900	8,295	6,990	5,900	5,985	5,900	8,400
55	6,730	5,590	6,350	6,480	11,390	7,650	6,430	6,560	6,480	11,500
60	7,390	6,130	6,930	7,060	12,600	8,310	6,970	7,140	7,060	12,705
65	8,050	6,660	7,510	7,640	13,810	8,970	7,500	7,720	7,640	13,910
70	8,710	7,200	8,085	8,220	15,015	9,630	8,040	8,295	8,220	15,120
75	9,370	7,730	8,660	8,800	16,220	10,300	8,570	8,870	8,800	16,330

参考 県内の水道料金は？

左のグラフは、一般家庭の代表的な使用口径13mmで、1ヵ月20m使用した場合の料金について、山口県内各市の比較を行ったものです。
長門市の新しい水道料金は、県下13市の平均より低い水準にあることがわかります。

山口県下13市 水道料金比較 (口径13mm/使用水量20m³/1ヵ月あたり)

